

「KAWARA 板ネット」 サービス利用規約

(総則)

株式会社イノコス（以下、「当社」という）が提供する「KAWARA 板ネット」サービス（以下、「本サービス」という）を利用するすべての方（以下、「お客様」という）は、本サービスの利用に先立ち、本サービス利用規約（以下、「本利用規約」という）及び注文書、覚書その他お客様と当社との合意内容を証する書面（これらが引用する規定、規約、合意を含め、以下「注文書等」という。注文書等と本利用規約を合わせて、以下「約款等」という）の全文をお読みいただいた上で、約款等の内容についてご同意いただく必要があります。お客様が、当社が認めた方法により本サービスの利用申込をしていただいたときをもって約款等にご同意いただいたものとみなします。また、利用申込がない場合であっても、お客様が本サービスをご利用いただいた場合には、そのときをもって約款等にご同意いただいたものとみなします。

第1条（目的）

当社は約款等に従い、お客様に対して本サービスを提供します。

- 2 本利用規約は、当社が提供する本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関するお客様と当社の権利義務関係を定めることを目的とします。
- 3 本利用規約の内容と注文書等の内容が異なる場合は、注文書等の内容が優先して適用されるものとします。

第2条（本サービス）

本サービスは、当社が提供するクラウドインターフェイス（以下、「管理クラウド」という）上に、お客様が表示させたい各種コンテンツ及び情報等を登録し、当社が提供するサイネージプレイヤー（以下、「プレイヤー」という）を通じて、ディスプレイ等の映像表示装置に、それら登録したお客様の各種コンテンツ及び情報等を表示することを可能とするサービスを基本的なサービスとします。なお、本サービスのより詳細な内容及び利用方法等については、当社が定めるパンフレット、マニュアル類、その他当社がお客様に対して別途ご説明するための資料等（以下「説明資料等」という）に記載のとおりとします。説明資料等の内容は、約款等の一部を構成するものとします。

- 2 別途締結する契約において定めない限り、本サービスの提供において当社がお客様へ提供するプレイヤー及びその付属品（以下「プレイヤー等」といいます）は、すべて当社からお客様へ貸与するものであり、プレイヤー等の所有権は当社に帰属します。
- 3 本サービスを利用するために必要な管理クラウドアクセス用の端末、通信機器及び

プレイヤー接続用のインターネット環境等（以下「お客様環境等」という）は、すべてお客様の責任及び費用負担で用意、導入、設定及び管理するものとします。

4 当社は、本サービスの内容及び機能等を、事前予告なしに随時追加、変更又は削除等する場合があります。

第3条（契約の成立）

お客様による本サービスの利用申込を当社が承諾することにより、又は当社の承諾のもと本サービスの提供が開始されたことにより、本サービスの利用契約（以下「契約」という）が成立するものとします。

2 お客様は、1台のプレイヤーごとに1契約を当社と締結するものとします。

3 お客様により本サービスの利用申込が行われた日から、3営業日（営業日は当社が定める。以下同じ）以内に、当社がお客様に対し当該利用申込を承諾しない旨の通知をしない場合は、お客様が利用申込を行った日をもって契約が成立するものとします。

4 お客様は、契約が成立した場合、契約において定める利用期間において、本サービスを約款等に従いご利用いただけます。

第4条（利用期間）

本サービスの利用期間は、契約締結後、当社が本サービスを提供開始した日が属する月の初日から1年間とします（以下、「利用期間」という）。利用期間満了日の30日前までに、当社又はお客様より本サービスを更新しない旨の書面（メールを含む）による通知がない場合は、同一条件をもって更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第5条（ID・パスワード等の管理）

当社は、当社がお客様に発行した本サービスの管理ポータルサイトのURL、ID及びパスワード（以下、「ID等」という）を使用した者をお客様とみなします。

2 お客様によるID等の管理・使用上の誤り又は第三者による使用等については、当社は一切その責任を負わないこととします。

3 お客様は、当社が発行したID等を、自らの負担と責任をもって管理することとし、管理・使用上の誤り又は第三者の使用等に起因して当社及び第三者に発生した一切の損害について責任を負うこととします。

4 ID等は、お客様のみが利用できることとします。お客様は、ID等を第三者に対して販売、譲渡、貸与等をしてはならないものとします。

5 お客様は、ID等が第三者によって使用されたことが判明した場合、又はそのおそれがある場合は、直ちにその旨を当社宛てに通知し、当社の判断・指示に従うこととします。

6 お客様は、利用期間中に限り、ID等を使用できます。

第6条（利用料）

お客様は、本サービスの利用の対価として、約款等に定めた本サービス利用料等（本サービスの利用料及びそれ以外の本サービスの利用に関して当社がお客様に請求する費用を差し、以下「利用料」という）を当社に対して支払うものとします。

2 月途中でのサービス提供開始、契約の解約又はプレイヤーの追加等、1 カ月に満たない利用の場合でも、約款等において定める利用料は、日割り計算しないものとします。

3 プレイヤー等の送付に係る送料は、お客様の負担とし、当社が負担した場合は、利用料と共にお客様に請求するものとします。

第7条（利用料の支払い及び支払方法）

お客様は、利用料を約款等に定められた支払い条件に従い、約款等に定められた支払日（以下「支払約定日」という。支払約定日が休日の場合は、直前の平日とする。）までに、当社の指定する金融機関の口座に振込支払いすることとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。

2 当社は、本サービスにかかる契約締結後、当社が本サービスを提供開始した月の末日までに、初期費用及び初月分の利用料に係る請求書を発行するものとします。お客様は当社の請求書に基づき、利用料に消費税等相当額を加算し、請求書発行日が属する月の翌月末（本サービス提供開始日が属する月の翌月末）までに当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込にかかる手数料はお客様が負担するものとします。

3 当社は、毎月末日に当該月においてお客様が使用したプレイヤー数を集計し、当該月の使用プレイヤー数に係る利用料を合計した請求書を発行するものとします。お客様は当社の請求書に従い、利用料に消費税等相当額を加算し、請求書発行日が属する月の翌末日までに当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込にかかる手数料はお客様が負担するものとします。

4 注文書等において、年払いに関する契約条件（以下「年払い契約」という）を定めた場合には、当社は、本サービス提供開始月、並びに、年払い契約の更新月（更新した年払い契約の初月をいう）においてお客様が使用したプレイヤー数に基づき、年払いの利用料を算出し、本サービス提供開始月にかかるは請求においては初期費用を加えたうえで、それぞれ請求書を発行するものとします。お客様は当該請求書に基づき、年払いの利用料に消費税等相当額を加算し、請求書発行日が属する月の翌月末までに当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込にかかる手数料はお客様が負担するものとします。

5 契約プレイヤー数の追加や減少に伴う費用の増減は、別途、注文書等にて規定します。

6 前項までの利用料の計算は、月の初日から末日までを1 カ月分として計算します。ま

た、第 4 項の年払いの利用料については、本サービス提供開始日が属する月を 1 カ月目として 12 カ月目の末日までを 1 年として計算します。

7 当社は、別段の定めがある場合を除き、如何なる理由においてもお客様が当社に支払った利用料及び年払いの利用料を、返還しないものとします。

第 8 条（著作権等）

当社はお客様に対し、約款等によって定める条件に従って、お客様自らが使用する目的で、本サービスを使用することができる非独占的、譲渡不可のライセンスを許諾します。お客様に対して明示的に許諾されていないすべての権利は、当社若しくはライセンサー等第三者に留保されます。

2 当社がお客様へ引き渡した成果物、中間成果物、その他一切の制作物の著作権その他の知的財産権は当社若しくはライセンサー等に帰属するものとします。

3 お客様が本サービスを通じて、正当な権利を有する第三者の著作物、創作物を使用するにあたっては、著作権法等関連法規を遵守して適正な使用を行う義務を当社に対しても負うこととします。

4 当社はお客様の映像、音声及び各種データに関する権利を保有せず、一切の責任を負わないものとします。お客様は、お客様のすべての映像、音声及び各種データの正確性、品質、適法性、信頼性、適切性及び知的財産権並びにその使用权の保有について全責任を負うものとします。

5 お客様が当社名、本サービスの名称（「KAWARA 板ネット」）、これに関連するロゴ、図形、表記、スローガンその他当社が使用する識別標章（以下「当社名称等」という）を、広告、販促物、ウェブサイト、SNS、プレゼンテーション資料等で使用する場合には、事前に当社の承諾を得るものとします。また、当社名称等の使用にあたっては、お客様は当社が別途指定するガイドラインがある場合にはこれに従うものとし、当社のブランドイメージや信用等を毀損しない方法及び態様で使用するものとします。万一、当社の事前承諾を得ることなく当社名称等を使用した場合、若しくは、当社及び本サービスのブランドイメージや信用等を毀損した場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合は、当社は当該使用の中止の請求、又は、第 10 条第 2 項に基づく契約の解除ができるものとし、お客様は当該請求等に対し直ちに応じ、また、これらにより当社が損害を被った場合は、お客様はその損害を賠償するものとします。

6 当社は、別段の定めのない限り、お客様が本サービスを利用している事実、利用目的及び利用方法等の情報を、当社及び本サービスの広告宣伝のために必要な範囲内で、ウェブサイトその他の媒体での掲載、公開、若しくは当社における商談において使用する提案書への掲載又は口頭による紹介に用いることができるものとし、お客様は当該掲載、公開又は紹介に限り、当社によるお客様の社名及びロゴ（これらが登録商標の場合も含む）の使用を許諾するものとします。

第9条（中途解約）

お客様は、契約成立日から利用期間満了日までに本サービスの解約（以下「中途解約」という）を希望される場合、本サービスを解約する旨を書面にて通知するものとします。

2 お客様は、契約が解約等により終了する等して、本サービスの利用が月の途中で終了した場合、本サービスの利用を終了した日が属する月の末日までに発生する利用料金の全額を、当社に支払う義務を負うものとします。

3 お客様は、契約が最初の利用期間満了前（利用期間開始から1年未満）に解約等により終了した場合、利用期間満了までの残存期間分の利用料を支払うものとします。この場合、当社はおお客様の契約終了日が属する月に係る利用料及び当該残存期間分の利用料を合算した請求書を発行し、お客様は当社の請求書に従い、これら利用料に消費税等相当額を加えて、請求書発行日が属する月の翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、振込にかかる手数料はお客様が負担するものとします。

4 お客様は、年払い契約が期間満了前に解約等により終了した場合、年払い契約の残存期間分の利用料を当社に支払う義務を負うものとし、当社はお客様が当社に支払った利用料の返金を行いません。

5 当社は、天災、法令改正、本サービスの提供に必要なソフトウェアの使用又はハードウェアの調達が困難になる事態の発生、その他当社の合理的な管理を超えるやむを得ない事情により、本サービスの提供又は維持が困難であると当社が合理的に判断した場合には、事前に書面または電子的手段により相当な期間を置いて通知することにより、本契約の全部または一部を解約することができるものとします。本項に基づき解約が行われた場合は、第2項乃至第4項は適用しないものとします。

第10条（契約の解除）

当社は、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、何らの催告を要せず直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき
- (2) 支払いの停止があったとき、又は、仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てがあったとき
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 解散の決議（合併による場合を除く）をしたとき

2 当社は、お客様が約款等に違反し、相当期間を定めてなした是正催告後も係る違反が是正されないときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

3 本条に基づく契約の解除は当社によるお客様に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第 11 条（プレイヤー等の返却等）

お客様は、契約終了等本サービスの利用終了後は、20 日以内に、当社が貸与したプレイヤー等すべてを当社に返却するものとします。なお、当社への返却にかかる送料は、お客様の負担といたします。20 日以内に返却がなされない場合は、当社はおお客様に対し、損害金を請求できるものとします。

2 プレイヤー等のうち故障したものがある場合でも、当該プレイヤー等は当社にご返却いただきます。なお、この場合も当社への返却にかかる送料は、お客様の負担といたします。

3 当社がおお客様に提供したプレイヤー等に初期不良（プレイヤー等をおお客様が受領後 1 カ月以内にプレイヤー等において発生した不具合のみをいう）がある場合は、当社は、不具合の原因であるプレイヤー等は無償交換するものとする。なお、本項の定めにかかわらず、当社は、当社が認めた場合は、無償交換の対象とすることができる。ただし、例えばプレイヤー等の利用開始 1 年以内に 2 度同一の利用場所において類似の不具合が生じるなど、不具合の原因がプレイヤー等自体にない可能性がある場合は、当社は都度当社が定める内容の有償による交換を行うものとする。

第 12 条（データの削除）

当社は、契約終了又は利用期間終了後、直ちに何らの告知なくお客様が本サービス上において保有、利用する映像、音声及び各種データをすべて削除するものとします。なお、本条に基づく映像、音声及び各種データの削除につき、当社はおお客様に対して何らの責任を負いません。

第 13 条（損害金）

当社は、お客様がプレイヤー等を、故意又は過失を問わず、破壊、滅失若しくは毀損等（以下「プレイヤー等の毀損等」という）した場合、お客様に対し、損害金を請求できるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、プレイヤー等の毀損等が生じた場合は、この限りではありません。

2 第 1 項に定める損害金は、プレイヤー等の調達または修理に要する代金相当額に消費税等相当額を加算した金額とします。なお、プレイヤー等のうち付属品に関する調達または修理に要する代金相当額は次の通りとし、プレイヤーに関する調達または修理に要する代金相当額は損害金算出の際に別途定めるものとします。

付属品名称	単位	損害金（税別）
プレイヤーBOX	1 台	40,000 円
AC 電源ケーブル	1 個	5,000 円
HDMI ケーブル	1 本	3,000 円

- 3 当社は、プレイヤー等の損傷状況に応じて、前項に定める損害金以外の修理費や再調達費等の実費を、お客様に請求することができ、お客様は当該修理費及び実費等を支払うものとします。

第14条（免責）

お客様が、本サービスを通じて発信した情報やサービスにより、第三者に対して損害を与えた場合は、お客様は当該行為により生じる法的責任をすべて負担し、当社は一切負担しないものとします。

2 本サービスを履行するにあたり、下記事由による本サービス提供の遅延、配信障害その他の損害について当社は責任を負わないものとします。

- (1) インターネット回線その他回線に起因する場合
- (2) お客様持ち込み若しくは指定による機材に起因する場合
- (3) 会場都合による場合
- (4) 機器操作ミス等現場対応に起因する場合
- (5) 配信するコンテンツの内容に関する法令上又は品質上の不備に起因する場合
- (6) 専ら演者の事情(遅刻等)に起因する場合
- (7) 天変地異その他やむを得ない事由による場合

3 前項に規定する事由に関して予め想定・対処できるものに関しては、ビジネス要件に見合った合理的な努力を行うものとします。

4 本サービスのうち、他社のソフトウェア又はサービスを利用するものについては、当該ソフトウェア又はサービスの仕様変更又は提供終了等の当社の責によらない事由により、本サービス提供の継続が困難となる場合があります。その場合、当社は本サービス提供を継続するよう、合理的な範囲内の経営努力を行うものとし、それ以上の責を負わないものとします。

5 本サービスは現状有姿で提供されるものであり、お客様環境等（OS、ミドルウェア、システム、ソフトウェア、アプリケーション、プログラム、ハードウェア、ネットワーク、その他機器等を含む）に起因する不具合、プログラムエラーや仕様誤り、誤動作等、正常に利用できない症状等の不具合、インターネット接続が停止・切断すること等が生じ得るものとして提供されるものとします。また、当社は本サービスの提供において、正確性・完全性・有用性・信頼性・無害性等に関していかなる保証もしないものとします。

第15条（紛争処理及び損害賠償）

約款等において別段の定めがある場合を除き、当社は、本サービスの提供その他契約の履行に関して、お客様に損害を与えた場合であっても、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重過失によって損害を与えた場合にはこの限りでは

ありません。

2 お客様及び当社は、約款等の運用に関連して、自らの責に帰すべき事由により、第三者（顧客を含む）との間で紛争が生じたときは、自らの責任と費用においてこれを処理するものとします。ただし、本項に定める紛争が当社の責に帰すべき事由により当社が約款等に違反したことに起因するものである場合は、当社はお客様に直接生じた現実かつ通常の損害（間接損害、逸失利益、予見の有無を問わず特別事情に基づく損害は除く）を、利用料の1カ月分を上限として賠償するものとします。

第16条（秘密情報の取扱い）

お客様及び当社は、約款等の遂行のため相手方より開示又は提供を受けた技術上、営業上又はその他の業務上の情報（以下、「秘密情報」という）を第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。なお、秘密情報には、書面、図面、フィルム、磁気記憶媒体、光学式記憶媒体等の媒体物による情報のほか、口頭により開示され、開示時点に秘密情報である旨を明示し、その後10日以内に秘密情報に該当する旨を書面により通知した情報も含まれるものとします。

2 前項に定める秘密情報には、次の各号のいずれか一つに該当する情報については含まれないものとします。

- (1) 開示された時点で、既に了知している情報
- (2) 開示された時点で、既に公知となっていた情報
- (3) 開示された後に秘密情報の提供を受けた当事者の責めによらずに公知となった情報
- (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

3 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を得なければならないものとします。ただし、法令の定めに基づき、又は権限ある官公庁から開示の要求があった場合は、この限りではないものとします。なお、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、当該第三者に対し契約で自己が負う秘密保持義務と同等の義務を課さなければならないものとします。

4 お客様及び当社は、相手方より提供を受けた秘密情報について、契約の目的の範囲内でのみ使用し、また複製、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を得るものとします。

5 お客様及び当社は、本サービス終了後、速やかに情報開示者の機密情報を返却又は廃棄するものとします。

第17条（権利義務譲渡禁止）

お客様及び当社は、契約上の地位並びに約款等から生じる権利及び義務を、相手方への事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、承継若しくは担保に供してはならないもの

とします。

第 18 条（反社会的勢力の排除）

お客様は、当社に対し、本サービス利用申込時において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、準暴力団及びその他の犯罪集団又はこれに準ずるもの（以下、「反社会的勢力」という）でないこと、若しくは主要な出資者、役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 前項に反したと認められることが判明した場合及びこの表明・確約が虚偽であることが判明した場合は、催告なしで本サービス利用が停止され、解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより当社に損害が生じた場合は、お客様は、その損害を賠償するものとします。

第 19 条（代理販売）

「代理販売」とは、本条に基づき本サービスを第三者へ提供することをいいます。実際には、プレイヤー等の機器販売を指すのではなく、お客様と顧客との間に成立する契約に基づきお客様が顧客に対し第 2 条で定める本サービスを提供する行為とそれに付随する行為を指すものとします。代理販売において、プレイヤー等は当社がお客様へ貸与し、当社の承諾のもとお客様が顧客へ転貸して、顧客がプレイヤー等を利用するものとします。

- 2 お客様が、本サービスを代理販売により第三者へ提供する場合、当社の約款等を遵守するとともに、お客様の顧客たる当該第三者（本利用規約において、「顧客」といいます）に対する本サービスの提供に関して、お客様の責任と負担において以下の各号を行うものとします。

- (1) お客様は、当社の約款等と同等の内容の規約等（以下、「お客様の規約」という）を用意するなどして、本サービスの利用者である顧客に遵守させること
- (2) お客様の規約に基づいた顧客への本サービス提供及び適正な対応
- (3) 顧客の本サービス利用のため当社がお客様に対して提供するサービスの全てを当該顧客に提供し、お客様の裁量で本サービスの一部または全部の提供を不当に制限しないこと
- (4) お客様は、顧客より通知された本サービスに関わるトラブルその他のシステムの不具合につき、その情報を整理し当社に迅速に報告する等の調査・解決に向けた協力
- (5) 本サービスの提供に必要となるその他一切の業務

- 3 前項第 1 号の定めにかかわらず、顧客がお客様の規約に違反した場合、お客様は、直ちに当社に対して報告し、自ら改善措置をとるものとします。

4 当社は、当社の責任において、お客様若しくは顧客に対して当社指定の条件及び責任範囲で本サービスの提供を行うものとし、お客様は、第 2 項の定めのほか、お客様の責任において、当社指定の条件にて当社に支払義務を負うものとしします。

5 お客様又は顧客が当社名称等を、目的の如何を問わず広告、販促物、ウェブサイト、SNS、プレゼンテーション資料等で使用する場合には、事前に当社の承諾を得るものとしします。また、当社名称等の使用にあたっては、お客様は当社が別途指定するガイドラインがある場合にはこれに従い又は顧客に従わせるものとし、当社及び本サービスのブランドイメージや信用等を毀損しない方法及び態様で使用するものとしします。万一、当社の事前承諾を得ることなく当社名称等を使用した場合、若しくは、当社又は本サービスのブランドイメージや信用等を毀損した場合、又はそのおそれがあると当社が判断した場合は、当社は当該使用の中止の請求、又は、第 10 条第 2 項に基づく契約の解除ができるものとし、お客様は当該請求等に対し直ちに応じ、また、これらにより当社が損害を被った場合は、お客様はその損害を賠償するものとしします。

6 本サービスを代理販売するお客様が、当社が別途定める条件に該当した場合は、当社とお客様との間で別途当社指定の代理店契約を締結するための協議を行うものとしします。

第 20 条（本利用規約の変更他）

当社は、本利用規約の内容の全部又は一部を変更することができます。

2 当社は、本利用規約を変更するにあたっては、事前にメール若しくはその他の方法による通知又は本サービスに関するウェブサイトへの掲載などお客様が認知できる方法を用いて通知することにより、本利用規約の内容を変更することができるものとしします。なお、本利用規約の内容が変更された場合は、変更後の本利用規約が適用されるものとしします。

3 本利用規約が変更された後にお客様が本サービスを利用された場合、当社は、お客様が変更の内容に同意したものとみなします。

第 21 条（協議・合意管轄）

約款等の条項の解釈及び約款等に定めのない事項につき疑義又は紛争が生じた場合、お客様及び当社は誠意をもって協議解決するものとしします。

2 上記の疑義又は紛争が協議によって解決できない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改訂履歴

作成・改訂	改訂箇所
2022/1/31	初版
2022/6/3	サービス名称の変更

2025/1/8	第 6 条（利用料）の条文変更 別紙の削除
2025/11/1	総則後段内容変更、第 2 条第 1 項第 2 項内容変更、第 3 条各項内容変更、第 4 条定義追記等、第 5 条各項用語修正等、第 6 条各項内容変更、第 7 条各項内容変更、第 8 条第 5 項乃至第 6 項追加、第 9 条第 1 項乃至第 4 項内容変更、第 5 項追加、第 11 条第 1 項第 2 項内容変更、第 3 項追加、第 13 条各項追加、旧第 14 条以下条文番号繰り下げ、第 14 条第 5 項追加、第 15 条各項内容変更、第 18 条第 1 項内容変更、第 2 項追加、第 19 条第 1 項第 6 項追加、第 2 項第 4 項内容変更、第 20 条第 2 項内容変更